

○建築物移動等円滑化基準チェックリスト

(バリアフリー法特別特定建築物用)

注 このチェックリストは内容を簡略化しています。必ず、法及び条例の本文を参照してください。

○一般基準

特定施設等の欄の「令第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文、「条例第○条」は京都市バリアフリー条例の該当条文

特 定 施 設 等	チェック項目	チェック欄
廊下等 (令第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※1 ※2	
階段 (令第12条) (条例第25条)	①手すりを設けているか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまづきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※1	
	⑥主たる階段は回り階段でないか	
傾斜路 (令第13条)	①手すりを設けているか（勾配1／12以下で高さ16cm以下又は1／20以下の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）※1 ※3	
便所 (令第14条) (条例第26条)	①不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する階の数に相当する数の便所を設けているか	
	②床の表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③便所設置階に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(1)腰掛け便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)内部の幅又は奥行きが180cm以上で、かつ、内りの面積は3. 6㎡以上であるか	
	(3)出入口の幅は85cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は引き戸(外開き戸)であるか	
	④オストメイト対応設備を設けた便房を設けているか(男女の区別があるときはそれぞれ1以上の便所)	
	⑤床置き式等の小便器等を設ける場合、手すりを設けているか（1以上の便所）	
	⑥和式便器を設ける場合、手すりを設けているか（男女の区別があるときはそれぞれ1以上の便所）	
	⑦腰掛け便座を設ける場合（男女の区別があるときはそれぞれ1以上の便所）(車椅子使用者便房を除く)、手すりを適切に設けているか	
	⑧洗面器又は手洗器を設けた場合、レバー式水栓等を設けているか(男女の区別があるときはそれぞれ1以上)	
劇場等の客席 (令第15条)	⑨和式便器、男子用小便器及び洗面器等を設ける場合は、15cm角の点状ブロック等を敷設しているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）※1	
	以下は条例第26条第9項に掲げる特別特定建築物に限り適用	
	⑩ベビーチェアを設けた便房を設けているか(男女の区別があるときはそれぞれ1以上の便所)	
	⑪ベビーベッドを設けているか(男女の区別がある便所に設ける場合はそれぞれ1以上)	
	⑫ベビーチェア及びベビーベッドの標識を設けているか	
浴室等 (条例第27条)	①車椅子使用者用部分を設けているか	
	(1)座席の数が400以下の場合 2以上	
	(2)座席の数が400を超える場合 座席の数に1/200を乗じて得た数(端数は切り上げ)以上	
	②幅は90cm以上か	
	③奥行きは135cm以上か	
敷地内の通路 (令第17条)	④床は平らであるか	
	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
駐車場 (令第18条)	(3)つまづきにくいものか	
	③傾斜路	
	(1)手すりを設けているか(勾配1／12以下で高さ16cm以下又は1／20以下の傾斜部分は免除)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
	①車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(1)駐車台数が200以下の場合、2/100を乗じて得た台数(端数は切り上げ)以上	
	(2)駐車台数が200超の場合、1/100を乗じて得た台数(端数は切り上げ)に2を加えた台数以上	
	②幅は350cm以上であるか	
	③利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	

R7.6.1

特 定 施 設 等	チェック項目	チェック欄
ホテル又は 旅館の客室 (車椅子使用者 用客室を除く) (条例第28条)	①客室内にベッドを設ける場合 (ベッド数が2以下の場合は全てのベッド、2を超える場合は1/2(端数は切り上げ)以上のベッド)	
	(1)ベッドの長辺に接する位置に、車椅子使用者の移乗のための空間があるか	
	(2)ベッドに近接する位置に、車椅子の方向を変更するための空間があるか	
	②客室内に便所を設ける場合(1以上の便所)	
	(1)腰掛け便座、手すりが適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が便座に移乗するための空間があるか	
	(3)出入口の幅は75cm以上であるか	
	(4)戸の前後に高低差がないか ※4	
	③客室内に浴室等を設ける場合(1以上の浴室等)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が浴槽に寄り付くための空間があるか	
	(3)浴槽がない場合、車椅子使用者がシャワーに寄り付くための空間があるか	
	(4)出入口の幅は75cm以上であるか	
	(5)戸の前後に高低差がないか ※4	
	④客室の出入口～①の空間(ベッドを設けない場合は寝室)、②の便房、③の浴室等までの経路 (それぞれ1以上の経路)	
	(1)幅は100cm(直進部分は80cm)以上であるか ※5	
	(2)当該経路上の出入口(便所、浴室の出入口を除く)の幅は80cm以上であるか	
	(3)客室内の戸(便所、浴室の出入口に設ける戸を除く)の前後に高低差がないか	
	(4)段差がある場合、令第13条に規定する傾斜路又は令第19条第2項第6号に規定する 昇降機を設けているか	
車椅子使用者用 客室 (令第16条) (条例第28条)	①車椅子使用者用客室を設けているか(客室50以上の場合、客室総数の1/100以上)	
	②車椅子使用者用客室内にベッドを設ける場合 (ベッド数が2以下の場合は全てのベッド、2を超える場合は1/2(端数は切り上げ)以上のベッド)	
	(1)ベッドの長辺に接する位置に、車椅子使用者の移乗のための空間があるか	
	(2)ベッドに近接する位置に、車椅子の転回に支障がない空間があるか	
	③便所(他の全ての客室内に便所を設けず、かつ、同じ階に共用の車椅子使用者用便房がある場合は代替可) ・便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(1)腰掛け便座、手すりを適切に設けているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(4)戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか	
	④浴室等(他の全ての客室内に浴室等を設けず、かつ、同じ階に共用の車椅子使用者用浴室等がある場合は代替可) ・車椅子使用者用浴室等を設けているか	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に設けているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか	
	⑤車椅子使用者用客室の出入口～②の空間(ベッドを設けない場合は寝室)、③の便房、 ④の浴室等までの経路 (それぞれ1以上の経路)	
	(1)幅は100cm(直進部分は80cm)以上であるか ※5	
	(2)当該経路上の出入口(便所、浴室の出入口を除く)の幅は80cm以上であるか	
	(3)客室内の戸の前後に高低差がないか	
	(4)段差がある場合、令第13条に規定する傾斜路又は令第19条第2項第6号に規定する 昇降機を設けているか	
標識(令第20条)	①昇降機、便所、駐車場の付近に標識を設けているか	
案内設備(令21条)	①昇降機、便所、駐車場の配置を表示した案内板を設けているか 視覚障害者対応	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する場合

※2 告示で定める右の場合を除く

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

※3 告示で定める右の場合を除く

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・傾斜路のある部分と連続して手すりを設ける場合

※4 床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものを除く

※5 車椅子の方向を変更するために必要な空間であって、経路の中心線の交点から当該中心線に沿って
それぞれ50cmの位置にある点を通る当該中心線の垂線及び壁で囲まれた部分以外の部分の幅は80cm以上

○移動等円滑化経路（利用居室、車椅子使用者用便所・駐車施設に至る1以上の経路※に係る基準）

特定施設等	チェック項目	チェック欄
(令第19条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (令第2号) (条例第29条第1項第一・二号)	①主要な出入口を移動等円滑化経路上に設けているか ②主要な出入口の幅は90cm以上であるか（その他の出入口の幅は80cm以上） ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか	
廊下等 (令第3号) (条例第三号)	①幅は130cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか	
傾斜路 (令第4号) (条例第四号)	①幅は130cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ②勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか ④手すりを設けているか ⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか ⑥始点及び終点に平坦な部分を設けているか	
エレベーター その他の昇降機 (令第5号) (条例第五号)	①籠は必要階（利用居室又は車椅子使用者用便所・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧籠内の左右両側に手すりを設けているか ⑨籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか ⑩籠内に鏡を設けているか ⑪籠内に車椅子使用者が利用しやすい外部との通話装置を設けているか ⑫籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸を開く時間を延長することができる制御装置を設けているか ⑬籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか ⑭籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか ⑮籠内及び乗降ロビーに、視覚障害者が利用しやすい通話装置及び制御装置を設けているか ⑯乗降ロビーに点状ブロック等を敷設しているか ⑰不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 （1）上記①から⑯を満たしているか （2）籠の幅は140cm以上であるか （3）籠は車椅子が転回できる形状か	
特殊な構造又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 (令第6号)	①エレベーターの場合 （1）段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの）であるか （2）籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上であるか （3）籠の床面積は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合 （1）車椅子使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか	
敷地内の通路 (令第7号) (条例第六号)	①幅は130cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか ④傾斜路 （1）幅は130cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか （2）勾配は1/15以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか （3）高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか （4）手すりを設けているか （5）両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか （6）始点及び終点に平坦な部分を設けているか	
(令第3項) (条例第4・5項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※劇場等の客席を設ける場合、当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（車椅子使用者用経路）を含む。

○視覚障害者利用円滑化経路（道等から主要な出入口又は案内設備までの1以上の経路に係る基準 受付等から建物出入口を容易に視認でき、道から出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合を除く。）

特定施設等	チェック項目	チェック欄
案内設備及び出入口までの経路 (令第22条) (条例第30条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（直進するのみの風除室内は免除） ②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く	

R7.6.1

○特定経路（共同住宅等における住戸等、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

特定施設等	チェック項目	チェック欄
(条例第31条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (条例第31条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②主要な出入口の幅は90cm以上であるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか	
廊下等 (条例第31条第2項第三号) (令第11・19条第2項第三号)	①表面は滑りにくい仕上りであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※1※2 ③幅は120cm以上であるか ④区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ⑤戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか	
傾斜路 (条例第31条第2項第四号) (令第13・19条第2項第四号)	①手すりを設けているか ②表面は滑りにくい仕上りであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）※1※3 ⑤幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ⑥勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか ⑦高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか ⑧両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか ⑨始点及び終点に平坦な部分を設けているか	
エレベーター その他の 昇降機 (条例第31条第2項第五号) (令第19条第2項第五号)	①籠は必要階（利用居室、各住戸若しくは各客室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧籠内の左右両側に手すりを設けているか ⑨籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか ⑩籠内に鏡を設けているか ⑪籠内に車椅子利用者が利用しやすい外部との通話装置を設けているか ⑫籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸を開く時間を延長することができる制御装置を設けているか ⑬籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか ⑭籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか ⑮籠内及び乗降ロビーに、視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑯乗降ロビーに点状ブロック等を敷設しているか	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (条例第31条第2項第六号)	①エレベーターの場合 （1）段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの）であるか （2）籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上であるか （3）籠の床面積は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合 （1）車椅子使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか	
敷地内の通路 (条例第31条第2項第七号) (令第19条第2項第七号)	①表面は滑りにくい仕上りであるか ②幅は130cm以上であるか ③区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ④戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか ⑤段がある部分 （1）手すりを設けているか （2）識別しやすいものか （3）つまづきにくいものか ⑥傾斜路 （1）幅は130cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか （2）勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか （3）高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか （4）手すりを設けているか （5）前後の通路と識別しやすいものか （6）両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか （7）始点及び終点に平坦な部分を設けているか	
(条例第31条第3項)	⑦上記①から⑥は地形の特殊性がある場合は当該建築物の車寄せから建物出入口までに限る	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する場合

※2 告示で定める右の場合を除く

・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

※3 告示で定める右の場合を除く

・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・傾斜路のある部分と連続して手すりを設ける場合

R7.6.1